

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第4条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、平成16年10月29日から適用する。  
(平成16年度における寒冷地手当の支給の特例に関する条例の廃止)
- 3 平成16年度における寒冷地手当の支給の特例に関する条例(平成16年条例第58号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 4 この項から附則第17項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 改正前の条例 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例をいう。
  - (2) 改正後の条例 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例をいう。
  - (3) 改正前の法律 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号。以下「改正法」という。)第2条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)をいう。
  - (4) 改正後の法律 改正法第2条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律をいう。
  - (5) 旧寒冷地 改正法の施行の際における改正前の法律第1条に規定する寒冷地をいう。
  - (6) 新寒冷地 改正後の法律別表に掲げる地域をいう。
  - (7) 経過措置対象職員 平成16年10月29日(以下「旧基準日」という。)から引き続き次に掲げる職員のいずれかに該当する職員をいう。
    - ア 旧寒冷地に在勤する職員(イに掲げる職員を除く。)
    - イ 改正後の条例第23条第1項の規定に基づき市長が定める勤務箇所に在勤する職員であって新寒冷地又は同項の規定に基づき市長が定める区域に居住するもの
  - (8) 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある旧寒冷地のうち、改正前の法律第2条第2項から第4項までの規定(以下この項において「旧算出規定」という。)を適用したとしたならば算出される同条第2項の規定による加算額又は同条第4項の規定による基準額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。
  - (9) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の法律第2条第2項及び第4項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。)のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条第2項の規定による加算額又は同条第4項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。
  - (10) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の条例第23条第1項に規定する基準日(以下「新基準日」という。)におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。
- 5 新基準日(その属する月が平成18年3月までのものに限る。)において経過措置対象

職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第7号アに掲げる職員に該当するものに対しては、改正後の条例第23条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

- 6 新基準日（その属する月が平成18年11月から平成22年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第4項第7号アに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の左欄に掲げる新基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の条例第23条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の左欄に掲げる新基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年3月まで	8,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	20,000円
平成21年11月から平成22年3月まで	26,000円

- 7 新基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第4項第7号イに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる新基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の条例第23条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円

- 8 前3項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下「支給経過措置対象職員」という。）のうち改正後の条例第24条第2項又は第3項の規定により給与の支給を受ける職員に該当するものの寒冷地手当の額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項又は第3項の規定による割合を乗じて得た額とする。

- 9 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給経過措置対象職員に対しては、附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、寒冷地手当を支給しない。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項第2号又は職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第25号）第1条の2の規定に該当して休職にされている職員

(2) 地公法第28条第2項の規定により休職にされている職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、改正後の条例第24条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

- (3) 地公法第29条の規定により停職にされている職員
  - (4) 地公法第55条の2第1項ただし書の許可を受けている職員
  - (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている職員
  - (6) 本邦外にある職員（市長が定める職員を除く。）
- 10 支給経過措置対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給経過措置対象職員の寒冷地手当の額は、附則第5項から前項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額を次に掲げる場合に該当した月の現日数から職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。
- (1) 新基準日において前2項に規定する職員のいずれにも該当しない支給経過措置対象職員が、当該新基準日の翌日から当該新基準日の属する月の末日までの間に、これらの項に規定する職員のいずれかに該当する支給経過措置対象職員となった場合
  - (2) 新基準日において前2項に規定する職員のいずれかに該当する支給経過措置対象職員が、当該新基準日の翌日から当該新基準日の属する月の末日までの間に、これらの項に規定する職員のいずれにも該当しない支給経過措置対象職員となった場合
  - (3) 新基準日において附則第8項に規定する職員に該当する支給経過措置対象職員が、当該新基準日の翌日から当該新基準日の属する月の末日までの間に、前項に規定する職員に該当する支給経過措置対象職員となった場合
  - (4) 新基準日において前項に規定する職員に該当する支給経過措置対象職員が、当該新基準日の翌日から当該新基準日の属する月の末日までの間に、附則第8項に規定する職員に該当する支給経過措置対象職員となった場合
- 11 附則第5項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下「支給対象職員」という。）との均衡上必要があると認められるときは、新基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の条例第23条の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、附則第5項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 12 職員以外の地方公務員、国家公務員又はその業務が市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市長が定めるものに使用される者であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き改正後の条例の給料表の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第5項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との均衡上必要があると認められるときは、新基準日において当該職員である者に対しては、改正後の条例第23条の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、附則第5項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 13 市長、助役及び収入役に対しては、第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第2条の規定にかかわらず、附則第5項、第6項、第11項及び前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

- 14 教育長に対しては、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例第2条第1項の規定にかかわらず、附則第5項、第6項及び第8項から第12項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 15 公営企業管理者に対しては、第5条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例第2条第1項の規定にかかわらず、附則第5項、第6項、第11項及び第12項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 16 常勤の監査委員に対しては、第6条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第2条第1項の規定にかかわらず、附則第5項、第6項、第11項及び第12項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 17 改正後の条例第23条第3項の規定にかかわらず、平成16年11月1日及び同年12月1日を新基準日とする寒冷地手当は、市長が別に定める日に支給する。  
(委任)
- 18 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

---

金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

金 沢 市 長      山      出      保

◎金沢市条例第61号

金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成13年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第85条の2」を「第85条の3」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

---

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

金 沢 市 長      山      出      保

◎金沢市条例第62号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成4年条例第66号)の一部を次のように改正する。

「第5章 産業廃棄物の不

「第5章 地域の清潔の保持（第37条—第41条）

第6章 地域の清潔の保

目次中

第6章 雑則（第42条—第45条）

を

第7章 雑則（第54条—

第8章 罰則（第58条—

適正な処理の防止等（第37条—第48条）

持（第49条—第53条）

に改める。

第57条)

第61条)

第2条に次の2号を加える。

(5) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。

(6) 産業廃棄物処理基準等 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準をいう。

第45条を第57条とする。

第44条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第19条第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加え、同条を第56条とする。

市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、第5章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等若しくは土地所有者等の事業場若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等が無償で収去させることができる。

第43条の見出し中「徴収等」を「徴収」に改め、同条中「第18条第1項」の次に「及び前項」を加え、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加え、同条を第55条とする。

市長は、法第18条第1項に定める場合を除くほか、第5章の規定の施行に必要な限度において、事業者等又は土地所有者等に対し、産業廃棄物等の保管、収集、運搬又は処分その他の必要な事項の報告を求めることができる。

第42条を第54条とする。

第6章を第7章とする。

第41条を第53条とする。

第40条中「第38条」を「第50条」に改め、同条を第52条とする。

第39条を第51条とする。

第38条中「土地を所有し、占有し、又は管理する者」を「土地所有者等」に改め、同条を第50条とする。

第37条を第49条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 産業廃棄物の不適正な処理の防止等

(産業廃棄物の不適正な処理に対する監視、指導等)

第37条 市長は、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（以下「産業廃棄物の不適正な処理」という。）を防止するため、他の地方公共団体と連携して監視の充実に努めるほか、事業者、産業廃棄物処理業者及び土地所有者等（土地の所有者、占有者又は管理者をいう。以下同じ。）に対して情報の提供、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(関係者による産業廃棄物の適正な処理)

第38条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第39条 産業廃棄物処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を適正に行わなければならない。

第40条 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するために、自ら必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第41条 事業者、産業廃棄物処理業者及び土地所有者等は、市長が実施する産業廃棄物の不適正な処理を防止するための施策に協力するものとする。

(産業廃棄物の保管場所の届出)

第42条 産業廃棄物で規則で定めるものを市内で自ら保管しようとする者（産業廃棄物処理業者を除く。以下「保管事業者」という。）は、その保管しようとする場所（以下「保管場所」という。）ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、当該保管場所の面積が規則で定める面積未満である場合又は法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物処理施設の敷地において当該産業廃棄物を保管する場合については、この限りでない。

- (1) 保管事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 保管場所の所在地及び面積並びに当該保管場所の土地所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 保管を行う産業廃棄物の種類及び数量
- (4) 当該産業廃棄物の保管及び処理に関する計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出保管事業者」という。）は、当該届出に係る届出事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき、又は当該届出に係る保管場所を同項に規定する産業廃棄物の保管の用に供しなくなったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 届出保管事業者は、規則で定めるところにより、保管場所の見やすい箇所に第1項の規定による届出に係る保管場所である旨その他規則で定める事項を表示しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、第1項第4号の計画が産業廃棄物処理基準等に適合しないと認めるときは、当該届出保管事業者に対し、当該計画を変更すべきことを勧告することができる。

5 市長は、届出保管事業者が第3項の規定による表示をしていないときは、当該届出保管事業者に対し、当該表示を行うべきことを命ずることができる。

(保管場所に隣接する土地の所有者の承諾等)

第43条 保管事業者は、保管場所が規則で定める地域にあるときは、あらかじめ、近隣住民の理解を得るよう努めるとともに、保管場所に隣接する土地の所有者その他当該土地について権原を有する者の承諾を得るよう努めなければならない。

(搬入停止の命令)

第44条 市長は、産業廃棄物又は産業廃棄物であることの疑いのある物（以下「産業廃棄物等」という。）の保管又は処分が行われている土地への産業廃棄物等の搬入が継続されることにより、産業廃棄物等の適正な処理の確保が困難になると認めるときは、当該保管又は処分をした者に対し、30日以内の期間を定めて、当該土地への産業廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、当該命令に係る期間の延長が必要と認めるときは、30日以内の期間を定めて、これを延長することができる。

(建設資材廃棄物の適正な処理)

第45条 発注者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第2条第10項に規定する発注者をいう。）は、建設工事（同項に規定する建設工事をいう。以下この条において同じ。）に伴い発生する建設資材廃棄物（同条第2項に規定する建設資材廃棄物をいう。以下同じ。）の処理に要する費用の適正な負担に努めなければならない。

2 元請業者（建設リサイクル法第2条第10項に規定する元請業者をいう。以下同じ。）は、建設工事に伴い発生する建設資材廃棄物の適正な処理を確保するため、下請負人（同項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）に対する指導監督に努めなければならない。

3 市長は、元請業者の指導監督が十分でないため、下請負人が産業廃棄物処理基準等に適合しない建設資材廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行ったと認めるときは、当該元請業者に対し、当該保管、収集、運搬又は処分の改善のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(事業者等による産業廃棄物の処理委託に係る確認等)

第46条 事業者又は産業廃棄物処理業者（以下「事業者等」という。）は、市内に設置する事業場において生ずる産業廃棄物（以下「市内産業廃棄物」という。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物処理業者が当該委託に係る運搬又は処分を適正に行うために必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地に確認するよう努めなければならない。

2 市内産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者等は、当該委託に係る市内産業廃棄物の適正な処理を確保するため、当該市内産業廃棄物の処理の状

況を定期的に確認するよう努めなければならない。

- 3 前項に規定する事業者等は、当該委託に係る市内産業廃棄物について産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、搬出の停止等の必要な措置を講ずるとともに、当該産業廃棄物の不適正な処理の状況及び講じた措置の内容を市長に報告しなければならない。

(土地の適正な管理)

第47条 土地所有者等は、当該土地を他人に使用させる場合又は現に使用させている場合であって、産業廃棄物等の発生又は搬入が予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われぬよう当該土地の使用状況を随時確認する等の適正な管理に努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 土地所有者等は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われたときは、当該産業廃棄物の不適正な処理による周辺的生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために市長が講ずる措置に協力するとともに、当該土地における産業廃棄物の不適正な処理の再発を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市長は、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認めるときは、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、前項に規定する市長が講ずる措置に協力すべきこと及び同項に規定する必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第48条 市長は、事業者等又は土地所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 法第12条の6の規定による勧告に従わなかったとき。
- (2) 法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の6、第19条の5第1項若しくは第19条の6第1項の規定による命令又は法第19条の3の規定による命令（同条第2号に係るものに限る。）に違反したとき。
- (3) 第42条第4項、第45条第3項又は前条第4項の規定による勧告に従わなかったとき。
- (4) 第42条第5項の規定による命令に違反したとき。
- (5) 法又はこの章の規定に違反したことを理由として、市長に告発されたとき。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

本則に次の1章を加える。

## 第8章 罰則

第58条 第44条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第55条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者



(2) 第56条第1項の規定による立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第61条 第42条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50,000円以下の過料に処する。

別表第2第1号の項中「735円」を「945円」に、「630円」を「840円」に改め、同表第2号の項中「126円」を「168円」に改め、同表第3号の項中「126円」を「168円」に、「63円」を「84円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正後の金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（以下「新条例」という。）第42条第1項に規定する産業廃棄物を市内で自ら保管している者（新条例第2条第5号に規定する産業廃棄物処理業者を除く。）については、同項に規定する保管事業者とみなす。この場合において、その者に対する同項及び新条例第43条の規定の適用については、新条例第42条第1項中「その保管しようとする場所」とあるのは「その保管している場所」と、「あらかじめ」とあるのは「平成17年5月31日までに」と、新条例第43条中「あらかじめ」とあるのは、「速やかに」とする。
- 3 新条例別表第2の規定は、平成17年4月1日以後に処分を行う一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、同日前に処分を行った一般廃棄物及び産業廃棄物については、なお従前の例による。

---

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

#### ◎金沢市条例第63号

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「破産に」を「破産手続開始の決定に」に改め、同条第4号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

---

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

#### ◎金沢市条例第64号

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例

金沢市駅前広場条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の次に次の1条を加える。

（利用の制限）

第1条の2の2 市長は、管理上必要があると認めるときは、駅前広場の全部又は一部の利用を制限することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第65号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第2項の規定により」を「第5条第1項の条例で」に改め、同条第2項中「規定により」を「条例で」に改める。

第10条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第12条の次に次の5条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第12条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要があると認める事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第12条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号に規定する公示に係る工作物等のうち特に貴重なものであると認める工作物等については、同号に規定する公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を金沢市公報に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、前条に規定する事項を記載した書類を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第12条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の方法)

第12条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第12条の6 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第13条第1号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同条第5号中「前条第1項又は第2項」を「第12条第1項又は第2項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第11条第1項又は第2項」を「第27条第1項又は第2項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該命ぜられた措置を完了したとき。

第20条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に、「ついて」を「ついての」に改め、同条中「第23条第3項」を「第33条第4項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

別表第1第3号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

---

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第66号

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例

金沢市屋外広告物条例(平成7年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和24年法律第189号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「及び」を「又は」に改める。

第2条中「屋外広告物法」を「法」に改める。

第3条中「美観風致」を「良好な景観若しくは風致」に、「及び」を「又は」に改める。

第4条第1号中「美観地区」を「景観地区」に、「緑地保全地区」を「緑地保全地域、特別緑地保全地区」に改め、同条第15号中「都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第2条第1項第2号」を「社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第1号」に改め、同条第16号中「第10条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第24号中「美観風致」を「良好な景観を形成し、又は風致」に改める。

第6条第1項第10号中「美観風致」を「良好な景観を形成し、又は風致」に改める。

第13条中「第12条第4項及び第5項」を「前条第4項及び第5項」に改める。

第15条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) はり札等

(6) 立看板等

第15条第9号を次のように改める。

(9) 広告旗

第16条第2項中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第22条を次のように改める。

## 第22条 削除

第23条第3号中「前条」を「次条第1項」に改める。

第24条の見出しを「（違反に対する措置）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定めて、当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第24条第2項中「規定による除却」を「規定による措置」に、「又は設置する」を「若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する」に、「除却をその命じた者又は」を「措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは」に改め、同項ただし書中「その命じた者又は」を「自ら又はその命じた者若しくは」に改め、同条の次に次の6条を加える。

（広告物等を保管した場合の公示事項）

第24条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時
- (3) その広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要があると認める事項

（広告物等を保管した場合の公示の方法）

第24条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第

1号に規定する広告物については、7日間)、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号に規定する公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を金沢市公報に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、前条に規定する事項を記載した書類を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第24条の4 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する方法)

第24条の5 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第24条の6 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 7日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(広告物等を返還する場合の手続)

第24条の7 市長は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けべき広告物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第30条中「含む」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条ただし書中「第6条の」の次に「規定による」を加え、「はり札又は立看板」を「はり札等、立看板等又は広告旗」に、「許可」を「許可等」に改める。

第35条中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第40条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表中「はり札」を「はり札等」に、「立看板」を「立看板等」に、「のぼり旗」を「広告旗」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第15号及び第16号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第67号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

37	アーバンガーデン泉本町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画アーバンガーデン泉本町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
38	いなほ工業団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画いなほ工業団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2に次の2号を加える。

37 アーバンガーデン泉本町地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 専用住宅又は兼用住宅（令第130条の3に規定するものに限る。） (2) 公益上必要があると市長が認めるもの (3) 前2号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの
	容積率の最高限度	10分の15
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地（ごみ集積場を除く。）、公園、河川若しくは線路敷（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。 2 次に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。

		<p>(1) バルコニー</p> <p>(2) 軒の高さが3メートル以下の独立した車庫</p> <p>(3) 壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分をいう。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した物置その他これに類するもの</p>
	高さの最高限度	10メートル
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路又は隣地等に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線及び隣地等の境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>

38 いなほ工業団地地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	<p>(1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場又はカラオケボックス</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 幅員が16メートル以上の道路に面する敷地内のもので床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの</p> <p>イ アに掲げる敷地以外の敷地内のもので床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(4) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル

壁面の位置 の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、用水、調整池若しくは水路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線については、2メートル (2) 隣地等の境界線については、1メートル
垣又はさく の構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）

## 附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

金 沢 市 長      山      出      保

## ◎金沢市条例第68号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 処理面積 8,809ヘクタール

(3) 処理人口 440,210人

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



平成16年(2004年)12月20日	印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)12月20日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	石川県金沢市玉銚4丁目166番地
		印刷所	石川県金沢市玉銚4丁目166番地
	定価 100円		前 川 稔 栄
			(株) 共